

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。

2 給付対象者

- (1) 基準日（令和3年12月10日）において、区に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族からなる世帯を除く。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月から令和4年9月までの間に（1）の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

3 給付額

1世帯当たり10万円

4 支給方法

- (1) 住民税均等割非課税世帯
区から給付内容や確認事項を記載した確認書を発送し、対象者本人の確認後、指定口座に振込む。
- (2) 家計急変世帯
対象者自身による申請を受付、確認の後、支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振込む。

5 周知方法

区報（1月25日号、2月25日号）、区設掲示板、区ホームページ、区SNS及び窓口等により周知する。

6 スケジュール（予定）

令和4年1月末頃	住民税均等割非課税世帯への確認書発送
2月上旬～	家計急変世帯等の申請受付開始
2月中旬～	確認書・申請書の内容確認が済んだ世帯から支給開始
確認書発行日から3か月後	確認書提出期限
9月末	家計急変世帯等の申請書提出期限